

「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」とは

福祉・介護事業所は、少子高齢化への対応のみならず、新型コロナウイルス感染症への対応も迫られています。最前線で働く福祉・介護職員の処遇改善を支援するため、2021（令和3年）11月19日に閣議決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づいて、職員の処遇改善を実施する事業所に対して、国の予算の範囲内で「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（以下、「特例交付金」という。）」が交付されることになりました。

令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置を実施することを目的とした事業です。

対象となる賃金改善期間は、令和4年2月から同年9月までの時限措置ですが、10月以降についても、賃金改善の水準を維持することが求められています。（令和4年10月以降からは福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算として、同様の措置が継続されています。）

■当法人の福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定状況（令和5年4月現在）

○障害関係

事業所名	提供サービス	交付率
わかふじ寮	就労継続支援B型	1.3%
	施設入所支援	2.8%
第2わかふじ寮	生活介護	1.1%
	施設入所支援	2.8%
わかふじワークセンター	就労継続支援B型	1.3%
さくら	共同生活援助	2.6%
屈足わかふじ園	生活介護	1.1%
	施設入所支援	2.8%
	短期入所	2.8%
新得やすらぎ荘（訪問）	居宅介護（障害）	4.5%
	重度訪問介護	4.5%

○高齢関係

事業所名	提供サービス	交付率
新得やすらぎ荘	介護老人福祉施設	1.6%
新得やすらぎ荘（短期）	短期入所生活介護（介護予防）	1.6%
新得やすらぎ荘（訪問）	訪問介護	2.4%
	訪問型	2.4%
日帰りサービスセンターやすらぎ荘	通所介護	1.1%
	通所型	1.1%
清水デイサービスセンター	地域密着型通所介護	1.1%
	通所型	1.1%
デイサービスセンターやすらぎ荘たんぼぼ	地域密着型通所介護	1.1%
新得やすらぎ荘	地域密着型特養介護老人福祉施設	1.6%
ひまわり荘	特定施設入居者生活介護（介護予防）	1.5%
	訪問介護	2.4%

■取得要件

- ① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを取得していること
（令和4年2月サービス提供分からの取得が必要）
 - ②原則として2022（令和4）年2月分から賃金改善を実施すること
（就業規則等の改正が間に合わない場合は、令和4年3月分とまとめて2月分の賃金改善を行うことも可能）
 - ③ 交付金の全額を賃金改善に充てること
かつ、賃金改善の合計額の2/3以上をベースアップ等（「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引き上げ）に充てること
- ※ ベースアップ等に充てた額以外の分についても、賞与や一時金等による賃金改善に充てる必要があります。
（令和4年2・3月分は一時金等による賃金改善も可能）

■賃金改善方法（支給方法）

（1）正職員・準職員（①+②）

- ①交付率によって算定した額（月額）の1/3を基本給のベースアップとして支給する。
- ②交付率によって算定した額（月額）の2/3を手当（特例調整金手当）として毎月支給する。

（2）嘱託職員・パート職員

- ①交付率によって算定した額（月額）を常勤換算し、手当（特例調整金手当）として毎月支給する。